

船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理審議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議（全部を非公開で行うものを除く。）の傍聴を希望する者は、会議当日に会議開催会場の受付で、傍聴券（第1号様式）の交付を受け、係員の指示に従い、指定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議開始時刻の30分前から15分前までとする。

3 傍聴者の決定は、会議開始時刻の15分前までに先着順で行うものとする。

4 傍聴者の定員は、会議の場所に応じて定め、ホームページに掲載する。

5 会議開会時において傍聴者が定員に満たない場合は、会議の妨げにならない範囲内で、会議開会后に先着順で傍聴者を追加して決定することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険物を持っている者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさ等を持っている者

(3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器を持っている者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴者に対し、前項第1号から第3号までに規定する物品を持っているか否かを、係員に質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴者の遵守事項等)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てず静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して質問や批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにし、通話しないこと。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (7) 一の会議において、公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退席すること。
- (8) その他、会場の秩序を乱し、又は会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 会長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

(係員の指示)

第5条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成23年12月10日から施行する。

(表)

第1号様式

No. 1

傍 聴 券

本券は、交付当日（平成 年 月 日）限り有効とする。

裏面の遵守事項を守ること。

飯山満土地区画整理事務所

(裏)

傍聴者の遵守事項

- 1 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てず静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- 3 会議における発言に対して質問や批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- 4 携帯電話等は、電源を切るか、マナーモードにし、通話しないこと。
- 5 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- 7 一の会議において、公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退席すること。
- 8 その他、会場の秩序を乱し、又は会議運営に支障となる行為をしないこと。